

5. 学生生活

学校という集団生活の場には「規律」が重要です。それは、自分の属する集団（我々にとっては明石高専）構成員の意志をできる限り尊重してその秩序を保ち、その集団を明るく前進させるための、最低限度の行為の基準です。また、個人にあつては、自分の理性と良心に従って、自ら立てる行動の指針です。「規律」をおろそかにすれば、混乱と退廃がもたらされ、結局、自分の進歩を止めてしまうことになります。逆説的に見えますが、「規律」は結局は「自由」を享受するためのものであり、「束縛」にはほど遠いものというべきです。このことを銘記して、「規律」を守り、よりよい「規律」を作り出してください。

(1) 諸手続

- > [各種証明書発行願](#)
- > [届け出・願出](#)
- > [届け出・願出（学生寮関係）](#)

(2) 学生証

学生証は図書館利用証と併せ、入学時に交付します。

これは本校の学生であることを証明するものであり、一部の学校施設の入退室、各種証明書の交付及び通学定期乗車券を購入する際にも必要ですので、常時携帯し、大切に扱ってください。

紛失したとき、または記載内容に変更があったときは直ちに学生課へ届け出てください。再発行には原則手数料がかかります。

なお、卒業・退学・その他によって学籍を離れたとき、または有効期限が過ぎたものは、速やかに学生課へ返却してください。

(3) 欠席・公欠等の届

各種願出、届出は、定められたとおり（「諸手続一覧」参照）励行してください。

病気、家庭の事情等の理由で、1週間以上欠席する場合または学校感染症による出席停止の場合には、欠席届を学級担任を経て学生課に提出してください。学校感染症による出席停止の場合は登校証明書、疾病のため引き続いて1週間以上欠席をする場合は診断書を添付してください。

父母近親の喪に服するときは、忌引届を学生課に提出してください。忌引の期間は、連続する日数で父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日、伯叔父母・曾祖父母1日、葬儀のために遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数です。

また、次に示す場合の欠席は公欠となり、欠席とは扱われません。

1. 求職に関連し、就職試験等を受ける場合。
2. 進学に関連し、編入学試験等を受ける場合。
3. 課外活動に関連し、公式の大会等に参加する場合。
4. 学科で教育上必要と認める資格試験の受験及び学会発表。（ただし、定期試験にかかる場合を除く。）
5. その他、校長が認める場合。

公欠願の用紙に必要な事項を記入し、関係教員の承認を受けた上、学生課へ提出してください。

(4) 学校行事

学校行事には積極的に参加してください。理由がなく、欠席数が1/3を超過した学生は課程修了できません。出席数をカウントする行事は以下のとおりであり、1日単位のもの0.5日単位の2種類があります。詳細は学級担任の説明を聞いてください。

- 1日単位のもの・・・始業式、健康診断、スポーツ大会2日、高専祭準備、高専祭2日、
2年バス旅行1日、3年合宿研修2日、5年見学旅行4日
- 0.5日単位のもの・・・全校清掃日1回、全校集会2回、終業式
(遅刻、早退もカウントされます。)

(5) 出席停止

(6) 暴風警報発令時の授業

(7) 学生への連絡・通知

◎電子メール

各個人への連絡は、原則として学校から配付されたアカウントの電子メールやTeamsチャットにて行います。

◎掲 示

学生に対する公示、通知等は、すべて正面学生玄関の掲示板で行います。1日1回は必ず掲示板を見るよう心がけ、重要な掲示を見逃して自己に不利益な結果を招くことのないようにしてください。

また、コンテスト等の各種案内については、学生ポータルサイト(<https://kosen.jp.sharepoint.com>)にて確認ができます。

◎郵便物

課外活動団体等で使用するための物品等を学校に送付する必要がある場合は、指導教員とも相談の上、受領者を確認し、宛先に団体名および受領者氏名を明記するようにしてください。

なお、寮生が個人のを送付する際の住所は、必ず「学生寮」を記入してください。

また、課外活動団体等宛の物が届いた場合は、学生課に保管しておきますので、代表者は随時、学生課窓口までお越しください。

(8) 服装・履物

◎服 装

1. 華美なものや奇異なものを避け、常に清潔・端正で学生生活の場にふさわしい服装にしてください。
2. 学校行事（入学式・卒業式など）や学校が指定した場合には、スーツ・ブレザーなど行事に参加するのにふさわしい服装を着用してください。
3. 体育、実験・実習、製図などでは、それぞれ定められた服装を着用してください。

◎履 物

1. 学生生活の場にふさわしい靴を着用してください。本校の学生にふさわしくない履物による通学や、校舎内において騒音の出るものは着用してはいけません。
2. 校舎内は一部を除き土足でよいが、土足厳禁の部屋には持参した上履きか、備え付けのスリッパを履いて入室してください。
3. スパイクシューズは運動場以外での使用を禁じます。

(9) 清 掃

各教室の清掃用具ロッカーにほうき・雑巾等が入れているので、毎日授業終了後に清掃してください。用具が破損等のため使用できなくなった際は、学生課に申し出てください。

(10) ホームルームの管理

1. 人に迷惑のかかるものや学習と関係の無い不必要なものを教室内で使用したり、放置しないでください。
2. ガスコンロや電熱器等の火気を教室内に持ち込まないでください。
3. 落書きや器物の損壊を禁止します。

(11) 自動車及び自転車の使用

校内乗り入れの有無にかかわらず、車両（自動車、自動二輪車及び原動機付自転車）での登下校を禁止しています。また、学外での学校行事・課外活動等に参加する場合も車両の使用は禁止しています。

以上は、特に車両使用に伴う危険の重大性ゆえに定められたものですので、上記の場合のみならず、その他日常生活においても車両の使用は極力、自粛・自戒してください。

※ 詳しくは、本校Webサイトの学生生活のてびきより、規則（9）学生の車両使用規則を参照してください。

自転車で通学する場合、「自転車通学届」を学生課に提出し、ステッカーの交付を受けてください。（継続して自転車通学をする場合も、毎年ステッカーの交付を受けてください。）

自転車乗車用ヘルメット着用について、努力義務となっていますので着用するよう努めてください。

また、決められた場所に駐輪し、使用についても交通ルールをよく守り、安全運転を心掛けてください。

※令和8年4月から自転車の交通違反に青切符（交通反則通告制度）が導入されます。

(12) 自動車運転免許取得

3年生以下で運転免許を取得しようとする場合、保護者の方とよく相談してから取得してください。

(11) 自動車及び自転車の使用にも記載のとおり、登下校時や学校行事・課外活動等に参加する場合も車両の使用は禁止している他、自宅等においても火急の事態以外には原則として車両の運転は控えてください。

(13) 学生生徒旅客運賃割引証・通学証明

1. 学生生徒旅客運賃割引証（学割証）

JRの片道の営業区間が101km以上の実習、見学、帰省等のため旅行をする場合、旅客運賃割引証1枚について1人1回限り、普通運賃の2割引で乗車券を購入することができます。事前に自動証明書発行機で発行してください。乗車船後は、学割乗車券の購入はできません。購入時には学生証の提示が必要です。

2. 通学証明

本校では、「学生証」と「通学定期乗車券発行控」を交付しますので、これらと駅備え付けの「定期乗車券購入申込書」に必要事項を記入して駅窓口で提示して、通学定期乗車券を購入してください。

また、閉寮期間中で通学する予定がある場合や「学生証」と「通学定期乗車券発行控」で通学定期乗車券が購入できない場合は、「通学証明書」の交付を学生課に申し出てください。

3. 不正使用について

次にあげる場合には乗車券が無効になるとともに、制裁として普通運賃と普通運賃の2倍の追徴金を課せられ（合計で普通運賃の3倍）、かつ、本校学生全体の信用にもかかわり、学校及び他の学生に対して非常に迷惑（一定期間割引証や通学証明書の発行を停止される。）をかけられることになるため、不正行為は絶対にしないでください。

- (1) 他人に証明書または乗車券を使用させたとき。
- (2) 他人名義の乗車券または証明書を使用したとき。
- (3) 学生証を携行しないとき。
- (4) 区間の連続しない2枚以上の乗車券を使用して中間無札乗車をしたとき。
- (5) 無断で乗車券の区間外にわたって乗車したとき。
- (6) 通用期間の開始前又は終了後に乗車券を使用したとき。
- (7) 乗車券の区間、期間を改変して使用したとき。
- (8) その他不正乗車の手段として乗車券を使用したとき。

なお、これらの場合はすべて名義人が責任を負うことになるので次の点にも注意してください。

- ① 証明書や定期乗車券を紛失したり、盗難にあった場合は、速やかに学生課に届け出てください。
- ② 証明書を使用しなかったり、無効になった場合は、学生課に返却してください。

(14) 喫煙・飲酒

年齢を問わず学内において、学生の喫煙（非燃焼・加熱式タバコ、電子タバコ含む）・飲酒（ノンアルコール飲料含む）は禁止しています。これは、学生自身の健康を守り、発育を阻害しないようにするための措置で、その趣旨を十分理解して守ってください。

(15) アルバイトの取り扱い

アルバイトとは雇用契約、委託契約（ネット上の活動等も含む）の形態を問わず、労働の対価として金銭の授受が発生するものすべてを含むものとし、1～3年生については、土、日、祝を含み原則として禁止しています。学校行事等で学校が学生に依頼する業務やチューター等はアルバイトと見なしません。ただし、家庭の経済的理由や起業等自己鍛錬の益となる場合には許可することがあります。その際は「アルバイト許可願」を

学級担任に提出してください。

(16) 遺失物及び拾得物

校内で持ち物を紛失したり拾得した場合は、速やかに学生課へ届け出てください。届けられた拾得物は学生課前の「拾得物展示ケース」に保管します。ただし、保管期間3ヶ月を過ぎたものは順次処分しますので、心当たりがある場合は、学生課学生担当まで問い合わせてください。

(17) 盗難の防止

自己所有物は、いかなる物であっても机の中、机上等に放置せず、鍵を取り付けた各自のロッカー内に収納し、「自己責任での管理」を徹底してください。特に、体育や実習等のためクラス全員が教室から離れるような場合には、より一層注意をしてください。

なお、万が一、各自の不注意により盗難に遭った場合は、速やかに学級担任又は学生主事に連絡してください。

(18) 持ち物

学校には、勉学上必要のない、麻雀・トランプ・ゲーム機などは持って来ないようにしてください。

教室や廊下など校舎内の他、校内道路、中庭での用具（ボール・スケートボード等）の使用は禁止します。